



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月28日金曜日 第1443号

◇ 目次 ◇

愛媛県健康増進センター使用規則の一部を改正する規則.....	315
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	322
ファミリーハウスあい運営規則.....	322
水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則.....	329
愛媛県海洋生物資源の採捕数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則.....	329
愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則.....	331
租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則.....	333

告 示

字の区域の変更（小田町）.....	333
医療機関の指定.....	333
指定医療機関の廃止の届出.....	333
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	333
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	334
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	334
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	334
農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積の一部改正... ..	334
農地法に基づく農地の最低限面積の指定の一部改正.....	335
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....	335
町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	335
町営土地改良事業の換地処分.....	335
家畜人工授精師の免許証の書換交付.....	335
保安林の指定の解除（2件）.....	335
解除予定保安林.....	336
建設業者の許可の取消し.....	336
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	341
基本測量の終了の通知.....	343
道路の区域変更（県道金子中秋停車場線）.....	343
道路の供用開始（ " ）.....	343
道路の区域変更（一般国道317号外）.....	343
道路の供用開始（ " ）.....	343
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	344
道路の区域変更（県道上尾峠久万線）.....	344
道路の区域変更（一般国道494号）.....	344
道路の供用開始（ " ）.....	344
道路の区域変更（県道美川川内線）.....	345
道路の供用開始（ " ）.....	345
道路の区域変更（県道城川橋原線）.....	345
道路の供用開始（ " ）.....	345
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	346
道路の供用開始（ " ）.....	346
道路の位置の指定.....	346

訓 令

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部を改正する訓令.....	346
---------------------------------	-----

公安委員会規則

警備業法施行細則.....	348
---------------	-----

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....	365
-----------------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	365
-------------------------------	-----

雑 報

海区漁業調整委員会指示（2件）.....	365
----------------------	-----

正 誤

平成15年3月14日付け第1439号愛媛県公安委員会規則第4号（愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則）中.....	366
--	-----

規 則

○愛媛県規則第14号

愛媛県健康増進センター使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県健康増進センター使用規則の一部を改正する規則

愛媛県健康増進センター使用規則（昭和50年愛媛県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条の見出し中「許可申請等」を「許可」に改め、同条第1項中「センターにおいて健康度測定診断を受けようとする者は予約の申込みを行つたうえ健康度測定診断受診申込書（様式第1号。以下「受診申込書」という。）を、」及び「のプール、トレーニング施設又は室」を削り、「使用許可申請書（様式第2号）」を「、使用日の2月前から2日前までに愛媛県健康増進センター使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県健康増進センター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。この場合において、センターの使用に関し、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することがある。

第3条に次の1項を加え、同条を第2条とする。

3 知事は、第1項に定める期間外に使用許可申請書の提出があつた場合であつても、特に理由があると認めるときは、同項の使用の許可をすることがある。

第2条の次に次の1条を加える。

（許可の基準）

第3条 知事はセンターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の使用を許可しないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
 (2) センターの施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。
 (3) 主として営利を目的として使用するとき。
 第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の許可の変更)

第5条 第2条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ愛媛県健康増進センター使用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

第6条中「別表第1のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することがある。

第7条第1項中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 日曜日

第7条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで(前2号に掲げる日を除く。)

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休所日にセンターを使用させることがある。

第8条中「知事は、」の下に「使用者が」を加え、「一」を「いずれか」に改め、「ときは、」の下に「その使用の」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

第9条の見出し中「及び手数料」を削り、同条中「愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例」を「愛媛県健康増進センター使用料条例」に、「第2条第1項」を「第2条」に、「別表第2」を「別表」に改め、「し、同条第2項に規定する手数料の額は別表第3のとおりと」を削る。

第10条及び第11条を次のように改める。

(使用料の還付)

第10条 条例第5条第2号に規定する規則で定める日は、使用日の7日前の日とする。

第11条 条例第5条ただし書の規定により、知事は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 条例第5条第1号に該当する場合 使用料の全額
 (2) 条例第5条第2号に該当する場合 使用料の50パーセントに相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、愛媛県健康増進センター使用料還付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

第12条の見出しを「(損害賠償等)」に改め、同条第1項中「センターを使用する者は、自己の責」を「自己の責め」に、「事由によつて」を「理由により」に、「き損した場合

は、」を「損傷した者は、原状回復をし、又は」に改める。
 別表第2及び別表第3を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第9条関係)

施設の使用料

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	全 日
	9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
トレーニング室	3,000円	3,000円	6,000円
第1研修室から 第3研修室まで	1,000円	1,000円	2,000円
会議室	500円	500円	1,000円

様式第1号から様式第4号までを次のように改め、様式第5号を削る。

様式第1号(第2条関係) 愛媛県健康増進センター使用許可申請書

愛媛県健康増進センター使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(団体にあつては、所在地)
申請者氏名(団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

使 用 日 時		
使 用 目 的	行事等の名称	
	行事等の内容	
使 用 予 定 者		名
使 用 施 設 (該当するに レ印を付けて ください。)	トレーニング室 研修室2 会議室	研修室1 研修室3
使 用 す る 設 備 及 び 備 品		
使 用 責 任 者	氏 名	
	住所又は連絡先	
(備考)		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第2条、第5条関係) 愛媛県健康増進センター使用許可書
(表)

愛媛県健康増進センター使用許可書		第 号 年 月 日
殿		
愛媛県知事		印
使 用 日 時		
使 用 目 的		
使 用 す る 設 備 及 び 備 品		
許 可 の 条 件		
使 用 上 の 注 意	裏面記載の使用上の注意事項を遵守すること。	
(備考)		

(裏)

使 用 上 の 注 意 事 項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県健康増進センター（以下「センター」という。）の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによつて生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となつた場合又はセンターを使用する者が使用日の7日前の日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。
- 4 使用時間を遵守すること。
- 5 センターの施設、設備、備品等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、設備、備品等を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
- 6 センターの職員の指示に従うこと。
- 7 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号（第5条関係） 愛媛県健康増進センター使用変更許可申請書

愛媛県健康増進センター使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（団体にあつては、所在地）
 申請者
 氏名（団体にあつては、
 名称及び代表者の氏名）

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由

（備考）

注意 愛媛県健康増進センター使用許可書（様式第2号）を添付してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第11条関係) 愛媛県健康増進センター使用料還付申請書

愛媛県健康増進センター使用料還付申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(団体にあつては、所在地)
申請者
氏名(団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

使用許可年月日
及び番号

年 月 日 第 号

使 用 日 時

使 用 料

納付年月日

年 月 日

領収書番号第

号

納 付 額

円

還 付 請 求 金 額

円

申 請 理 由

(備考)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県健康増進センター使用規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第21号)による改正前の愛媛県健康増進センターにおける使用料及び手数料徴収条例(昭和50年愛媛県条例第21号)第1条に規定する手数料については、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、改正前の愛媛県健康増進センター使用規則第3条第2項、第9条、別表第3及び様式第3号の規定は、なおその効力を有する。

○愛媛県規則第15号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平成12年愛媛県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項左欄の欄中「届書(」の下に「国内において、」を加え、同表3の項同欄中「届書(」の下に「氏名の変更に係るものにあつては国内に居住地又は現在地を有する場合に係るものに限り、」を加え、「、都道府県」を「都道府県」に改める。

第4条中「書類は」の下に「、国内に居住地及び現在地を有しない者に係るものを除き」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第16号

ファミリーハウスあい運営規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

ファミリーハウスあい運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 ファミリーハウスは、次に掲げる業務を行う。

(1) 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。

(2) その他必要な業務

(利用時間)

第3条 ファミリーハウスの利用時間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 宿泊室の宿泊利用 午後4時30分から翌日の午前8時30分まで

(2) 宿泊室の休憩利用 午前9時から午後4時まで

(3) プレイルームの利用 午前8時30分から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 ファミリーハウスの休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで

(2) 知事が必要と認めた日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日にファミリーハウスを利用させることがある。

(利用の許可)

第5条 ファミリーハウスの宿泊室及び別表に掲げる附属設備等を利用しようとする者は、利用日の1月前から当日まで、ファミリーハウスあい利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による利用の許可の申請があった場合において、利用が適当であると認めるときは、利用の許可を決定し、当該申請をした者に対し、ファミリーハウスあい利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付するものとする。この場合において、ファミリーハウスの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。

3 知事は、第1項に定める期間外に利用許可申請書の提出があった場合であっても、特に理由があると認めるときは、同項の利用の許可をすることができる。

(許可の基準)

第6条 知事は、ファミリーハウスの宿泊室及び別表に掲げる附属設備等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の利用の許可をしないものとする。ファミリーハウスの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) ファミリーハウスの秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) ファミリーハウスの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(利用の許可の変更)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日時その他知事が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめファミリーハウスあい利用変更許可申請書(様式第3号)に許可書を添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。ファミリーハウスの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この規則に違反し、又はファミリーハウスの職員の指示に従わないとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき
。
- (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 利用の許可の条件に違反したとき。

(附属設備等の利用料金の額)

第9条 ファミリーハウスあい利用料金条例(平成15年愛媛県条例第23号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する規則で定める額は、別表に掲げるとおりとする。

(利用料金の額の承認の申請)

第10条 管理受託者(条例第1条第1項に規定する管理受託者をいう。以下同じ。)は、条例第2条第3項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、ファミリーハウスあい利用料金承認(変更承認)申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用料金の減免の基準)

第11条 条例第3条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減免することとする。

- (1) 管理受託者がファミリーハウスの目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認める場合 知事が適当と認める額

(利用料金の還付)

第12条 条例第4条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の前日とする。

第13条 条例第4条ただし書の規定により、管理受託者は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を還付するものとする。

- (1) 条例第4条第1号に該当する場合 利用料金の全額
- (2) 条例第4条第2号に該当する場合 利用料金の50パーセントに相当する額

(損害賠償等)

第14条 自己の責めに帰すべき理由により、ファミリーハウスの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、ファミリーハウスの運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第5条、第6条、第9条関係)

附属設備等の利用料金の上限額

区 分	単 位	金 額
寝具	1人1回につき	300円
洗濯機	1台1回につき	300円

様式第1号(第5条関係) ファミリーハウスあい利用許可申請書

ファミリーハウスあい利用許可申請書		年 月 日
愛媛県知事 殿		住 所 申請者 氏 名 電話番号
宿泊室 〔該当する にレ印 を付けて ください。〕	利用区分	宿泊利用 休憩利用
	利用時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	利 用 予 定 者	名
利用する附属設備及び備 品 〔該当する にレ印を 付けてください。〕	寝具 (組) 洗濯機 (台 回、 年 月 日 時から 時まで)	
利 用 責 任 者	氏 名	
	住所又は 連絡先	電話番号
(備考)		

様式第2号(第5条、第7条、様式第3号関係) ファミリーハウスあい利用許可書
(表)

ファミリーハウスあい利用許可書	
殿	
第 年 月 日	
愛媛県知事	
印	
利用日時	
利用する施設、附属設備等	
許可の条件	
利用上の注意	裏面記載の利用上の注意事項を遵守すること。

(裏)

利用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をファミリーハウスの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他ファミリーハウスを利用する者の責めに帰することができない理由により利用が不能となった場合又はファミリーハウスを利用する者が利用日の前日までに利用の取消しを申し出て、管理受託者がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した利用料金を還付しない。
- 4 利用時間を遵守すること。
- 5 ファミリーハウスの施設、附属設備等の利用を終えたときは、直ちに当該施設、附属設備等を原状に回復するとともに、その旨をファミリーハウスの職員に届け出ること。
- 6 ファミリーハウスの職員の指示に従うこと。
- 7 その他ファミリーハウスの利用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号(第7条関係) ファミリーハウスあい利用変更許可申請書

ファミリーハウスあい利用変更許可申請書			
愛媛県知事		殿	年 月 日
住所			
申請者			
氏 名			
電話番号			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(備考)			
注意 ファミリーハウスあい利用許可書(様式第2号)を添付してください。			

様式第4号(第10条関係) ファミリーハウスあい利用料金承認(変更承認)申請書

ファミリーハウスあい利用料金承認(変更承認)申請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

住 所

管理受託者 名 称

代表者の氏名

区 分	単 位	金 額	設 定 根 拠 等
宿泊室の利用料金	宿泊利用		
	休憩利用		
附属設備等の利用 料金	寝具		
	洗濯機		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 「金額」欄は、変更承認の申請の場合にあっては、変更後の金額を記載すること。

○愛媛県規則第17号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（昭和33年愛媛県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「組合長」の下に「、経営管理委員会会長」を加える。

第6条の見出しを「（定款変更認可申請等）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 組合は、法第48条第4項の規定又はこれを準用する規定により定款変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 第1項第1号及び第3号に掲げる書類

(2) 変更した新旧条文

第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第11条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同条を第12条とする。

(3) 法第42条第2項又はこれを準用する規定による理事の解任の請求

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条中「第2条第3項」を「第5条第4項」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（信用事業規程の変更の届出）

第7条 組合は、法第11条の4第4項の規定又はこれを準用する規定により信用事業規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に前条第3項各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県海洋生物資源の採捕数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県海洋生物資源の採捕数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県海洋生物資源の採捕数量等の報告に関する規則（平成8年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県海洋生物資源の採捕数量、漁獲努力量等の報告に関する規則

第1条中「報告」という。）の下に「及び同条第4項の規定による知事管理努力量の対象となる漁獲努力量等の報告（以下「漁獲努力量等の報告」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（採捕数量等の報告者）」に改める。

第3条の見出しを「（採捕数量等の報告の方法）」に改め、同条第1項中「別記様式」を「様式第1号」に改め、同条第3項中「郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定す

る一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）」を加え、「郵送」を「送付」に改める。

第4条第1項中「採捕数量等報告書」の下に「又は漁獲努力量等報告書」を、「の報告」の下に「又は漁獲努力量等の報告」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（漁獲努力量等の報告の方法）

第4条 漁獲努力量等の報告は、知事管理努力量の対象となる毎月の漁獲努力量について、使用した船舶ごとに、翌月の10日までに漁獲努力量等報告書（様式第2号）を提出して行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認める漁獲努力量の漁獲努力量等の報告は、その漁獲努力量による管理の対象となる期間の最後の1月間は、その旬の末日ごとの当該漁獲努力量について、当該旬の次の旬の末日までに漁獲努力量等報告書を提出して行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、知事が法第8条第2項の規定による公表をした場合における当該公表に係る漁獲努力量の漁獲努力量等の報告は、当該公表の日からその漁獲努力量による管理の対象となる期間の末日までの間は、当該漁獲努力量に係る漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日ごとの当該漁獲努力量について、その日から3日以内に漁獲努力量等報告書を提出して行わなければならない。

4 前項の場合において、漁獲努力量等報告書を郵便又は信書便で提出したときは、漁ろう作業終了後最初にいずれかの港に入港した日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

本則に次の1条を加える。

（書類の経由）

第6条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の地方局長を経由しなければならない。

別記様式中「第4条」を「第5条」に改め、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第1号とする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号(第4条、第5条関係) 漁獲努力量等報告書

漁獲努力量等報告書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 報告者 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)			
船舶の名称		漁船登録番号	
漁業の種類	漁業	漁業の許可番号	
海 域			
漁ろう作業年月日	備 考	漁ろう作業年月日	備 考
. .		. .	
. .		. .	
~~~~~			
~~~~~			
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
. .		. .	
漁 獲 努 力 量		隻日	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

6 南宇和郡御荘町平城3048番地
愛媛県宇和島地方局産業経済部御荘水産課内

○愛媛県規則第19号

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則を次のように定める。

平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する遊漁船業者登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 法第8条の規定により登録簿を閲覧に供するため、別表に掲げる場所に遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を置く。

2 閲覧所には、当該課が所管する区域内に営業所を有する遊漁船業者(法第2条第3項に規定する遊漁船業者をいう。)に係る登録簿を備えるものとする。

(休業日)

第3条 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

(閲覧手続)

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある遊漁船業者登録簿閲覧申込書(別記様式)に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

(閲覧上の遵守事項)

第6条 前条の規定により閲覧の承認を受けた者(以下「閲覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。
- (2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 登録簿の閲覧が終わったときは、確実に係員に返還すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

2 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することがある。

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

別表(第2条関係)

1	西条市喜多川 796 番地 1 愛媛県西条地方局産業経済部水産課内
2	今治市旭町一丁目 4 番地 9 愛媛県今治地方局産業経済部水産課内
3	松山市北持田町 132 番地 愛媛県松山地方局産業経済部水産課内
4	八幡浜市北浜一丁目 3 番 37号 愛媛県八幡浜地方局産業経済部水産課内
5	宇和島市天神町 7 番 1号 愛媛県宇和島地方局産業経済部水産課内

別記様式（第5条関係） 遊漁船業者登録簿閲覧申込書

遊 漁 船 業 者 登 録 簿 閲 覧 申 込 書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所
申込者 氏名
電話番号 () -

遊漁船業者の氏名又は名称（すべての遊漁船業者登録簿の閲覧をしようとする場合にあっては、その旨）

○愛媛県規則第20号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（平成12年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第10号八、第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第10号八及び第62条の3第4項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八及び第62条の3第4項第11号八」に改める。

様式第1号造成宅地の概要の項1、様式第3号8の項、様式第4号造成宅地の概要の項6及び様式第5号7の項中「第31条の2第2項第10号八」を「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第10号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第768号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、小田町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	字 名	地 番	
大字寺村	大字日野川	2594、2597の一部、2598、2599、2600の一部、2601から2604まで、2605の一	これに伴う道路、

○愛媛県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
有限会社 エスエイサービス	東予市大野330番地1	グループホーム恵須栄	東予市大野330番地3	平成15.2.12
株式会社 アクティブスタイル	今治市中日吉町一丁目5番34号	アズモア今治ワールドハウジングプラザ店	今治市上徳字徳久甲711-1	平成15.3.15

	部、2606の一部、2607、2608、2609の一部、2610、2611の一部及び2627並びにこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	水路等を含む。
--	---	---------

○愛媛県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
マロン薬局	栗林薬品株式会社	東予市円海寺6番3	平成15.3.1
まゆみ歯科クリニック	柴田万由美	東予市楠甲148-4	平成15.1.1
たからだ歯科クリニック	宝田学	西条市大町856-1	平成15.2.1
あかり調剤薬局	有限会社 周桑調剤薬局	東予市円海寺1番地2	平成15.3.1
そうごう薬局八幡浜店	総合メディカル株式会社	八幡浜市大平1番耕地644番地	平成15.3.1
そがめ薬局壬生川店	有限会社 テンタートル	東予市壬生川123-1	平成15.3.1
三瓶病院	医療法人社団 みのり会	西宇和郡三瓶町朝立2番耕地1番地18	平成15.2.12

○愛媛県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ファミリー薬局三島店	有限会社 ファミリー薬局	伊予三島市中之庄町453-1	平成15.3.1
鹿野医院	鹿野秀夫	宇和島市恵美須町二丁目5-7	平成15.2.21
三瓶病院	医療法人社団 みのり会	西宇和郡三瓶町朝立2番耕地1番地第7	平成15.2.12

社会福祉法人 はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番 13号	ヘルパーステーション若水 館	新居浜市若水町一丁目9番 13号	平成15. 2 . 1
-------------------	---------------------	-------------------	---------------------	-------------

○愛媛県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人社団 栗整形外科病院	伊予三島市中之庄町398番 地1	居宅介護支援事業所 くりのみ	伊予三島市中之庄町393番 地1	平成15. 2 . 1

○愛媛県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護事業者） の 名	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
鹿野秀夫	宇和島市恵美須町二丁目5 - 7	鹿野医院	宇和島市恵美須町二丁目5 - 7	平成15. 2 . 21

○愛媛県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
玉川町	越智郡玉川町大字三反地甲 10番地1	玉川町保健センター	越智郡玉川町大字大野甲95 番地	平成15. 2 . 28

○愛媛県告示第775号

農地法別表で定める小作地の面積に代るべき面積（昭和41年7月愛媛県告示第616号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

表宇摩郡の項区域名の欄中「旧天満村」を「及び旧天満村」に、「旧長津村の」を「及び旧長津村の」に改め、「別子山村」を削り、同表周桑郡の項を次のように改める。

周桑郡	小松町、丹原町のうち旧徳田村、旧田野村及び旧中川村の区域	0.7
	丹原町（旧徳田村、旧田野村及び旧中川村の区域を除く。）	0.6

表温泉郡の項区域名の欄中「旧吉井村」を「旧南吉井村」に改め、「久谷村」を削り、「のうち旧南吉井村」を「（旧南吉井村」に、「川内町」を「川内町」に改め、同表北宇和郡の項同欄中「旧奥南村」を「及び旧奥南村」に、「旧高光村の」を「及び旧高光村の」に、「旧成妙村」を「及び旧成妙村」に、「旧近永町」を「及び旧近永町」に、「旧岩松町」を「及び旧岩松町」に改め、「宇和海村」を削り、同表松山市の項同欄中「旧小野村の」を「旧小野村及び旧久谷村の」に改め、「旧湯山村」の下に「及び旧久谷村」を加え、同表宇和島市の項同欄中「旧三浦村」の下に「及び旧宇和海村」を加え、同表新居浜市の項同欄中「旧船木村の」を「旧船木村及び旧別子山村の」に、「旧船木村、旧新居浜市」を「旧新居浜市、旧船木村及び旧別子山村」に改め、同表に次のように加える。

東予市	旧吉岡村、旧国安村及び旧楠河村の区域を除く区域	0.7
	旧吉岡村及び旧楠河村の区域	0.6
	旧国安村の区域	0.5

○愛媛県告示第 776 号

農地法に基づく農地の最低限面積の指定（昭和45年11月愛媛県告示第1124号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

表区域町村名等の欄中「別子山村、」を削る。

○愛媛県告示第 777 号

県営ほ場事業長月地区峰地工区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年3月31日から4月25日まで
- 縦覧場所
御荘町役場

○愛媛県告示第 778 号

県営ほ場事業菊川地区大井手工区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月28日

○愛媛県告示第 781 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり書換交付した。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	書換交付年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名 生年月日
第1762号	平成15年3月28日	牛	家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務	愛媛県	松山市土居田町395番地1	永木里佳 昭和58年2月27日

○愛媛県告示第 782 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾 344 の77から 344 の92まで

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 縦覧期間
平成15年3月31日から4月25日まで
- 縦覧場所
御荘町役場

○愛媛県告示第 779 号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（団体営農道整備事業・寺村地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（団体営農道整備事業・寺村地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年3月31日から4月25日まで
- 縦覧場所
小田町役場

○愛媛県告示第 780 号

平成15年3月13日小田町営基盤整備促進事業庚申松地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 783 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
温泉郡中島町大字大浦4700の37、4700の38
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第784号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡三崎町正野1020の3（次の図に示す部分に限る。）、1020の2、1020の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び三崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第785号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（特-8）第4305号	平成8年12月17日	（株）山崎組	山崎 卓也	越智郡宮窪町宮窪5754-4	平成13年12月16日	土木工業業 とび・土工工業業 石工業業 鋼構造物工業業 しゅんせつ工業業 水道工業業	建設業の廃止 （特定から一般へ）
（特-8）第463号	平成8年12月23日	日拓建設（株）	大野 卓芝	宇和島市高串1-259	平成13年12月21日	土木工業業 造園工業業 水道工業業	建設業の廃止 （特定から一般へ）
（般-9）第1930号	平成9年12月31日	内川工務店	内川 哲	宇和島市泉町1-1-31	平成13年12月31日	建築工業業	事業主の引退 （代替わり）
（般-9）第1130号	平成9年7月23日	渡部工業（株）	渡部 修三	北条市磯河内甲252-1	平成14年1月7日	建築工業業	建設業の廃止
（般-13）第7569号	平成13年4月13日	（有）東建	伊藤 長平	松山市古川南3-26-2	平成14年1月8日	建築工業業	建設業の廃止
（般-8）第7046号	平成9年3月7日	（有）中央建設	西原 和男	松山市久万ノ台甲237-2	平成14年1月15日	土木工業業 建築工業業 とび・土工工業業	建設業の廃止
（特-8）第1909号	平成9年1月22日	（株）武村建設	武村 寿洋	伊予三島市宮川1-3-14	平成14年1月21日	土木工業業 水道施設工業業	建設業の廃止 （特定から一般へ）
（般-8）第10476号	平成9年3月23日	（株）コスモハウス	森實 敏明	伊予三島市金子2-6-26	平成14年1月29日	建築工業業	合併による廃業
（般-12）第3250号	平成9年6月7日	三宅組	三宅 福馬	新居浜市中村松木2-6-14	平成14年1月30日	土木工業業	建設業の廃止 （法人成り）
（般-13）第13405号	平成13年5月28日	（有）山通	山下 学	今治市鯉池町3-1-24	平成14年2月7日	電気通信工業業	建設業の廃止
（般-9）第12983号	平成10年2月13日	（株）真夢	越智 聡	松山市姫原2-1-31	平成14年2月6日	電気工業業	建設業の廃止
（般-12）第7417号	平成12年12月15日	大栄建設（株）	阿部 真治	今治市常盤町4-7-6	平成14年2月15日	建築工業業	建設業の廃止
（般-8）第9078号	平成8年4月20日	美浜水道工業所	森 茂	松山市新浜町5-38	平成14年2月20日	管工業業 水道施設工業業	建設業の廃止
（般-12）第14501号	平成12年4月27日	丸忠総営	越智 好政	今治市喜田村5-17-40	平成14年2月22日	とび・土工工業業	建設業の廃止
（般-12）第3368号	平成12年7月30日	水口建設	水口 一美	北宇和郡吉田町大字立間尻甲428-32	平成14年2月22日	建築工業業	建設業の廃止
（般-8）第1585号	平成9年3月2日	（有）大野工業	大野 定俊	南宇和郡城辺町乙530-1	平成14年2月27日	建築工業業 鋼構造物工業業	建設業の廃止
（般-9）第12697号	平成9年6月22日	弓立建設工業	弓立 勝司	松山市星岡町520-21	平成14年3月1日	とび・土工工業業	建設業の廃止 （法人成り）

(般 - 11) 第14305号	平成11年 7月28日	(有)ティケイ建設工業	木下 徳雄	松山市南高井町1177 - 5	平成14年 3月1日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第14317号	平成11年 8月27日	大樹工業	石角 一	松山市立花3 - 8 - 24	平成14年 3月8日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9) 第6964号	平成9年 12月6日	中村建設	中村 秀雄	新居浜市下泉2 - 11 - 23	平成14年 3月11日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第5662号	平成12年 10月16日	村上組	村上 元始	新居浜市政枝町1 - 2 - 37	平成14年 3月13日	左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特 - 9) 第13835号	平成9年 9月30日	(株)日興ホームズ	阿達 平三	松山市西石井町445 - 13	平成14年 3月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第5899号	平成13年 1月17日	(株)源代組	源代 宗利	新居浜市庄内町2 - 10 - 17	平成14年 3月15日	建築工事業 とび・土工工事業	法人の解散
(般 - 12) 第10861号	平成12年 6月17日	(有)酒井工務店	酒井 浩	松山市南江戸町5 - 10 - 7	平成14年 3月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第12730号	平成9年 7月21日	高田組	高田 伸弘	北宇和郡広見町大字出目2833	平成14年 3月20日	左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13) 第7914号	平成13年 10月8日	田中鉄筋工務	田中 敏夫	宇和島市柿原1406 - 7	平成14年 3月21日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(特 - 9) 第1328号	平成9年 6月20日	(株)宮嶋組	宮嶋 幸雄	西条市朔日市892	平成14年 3月25日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止 (特定から一般へ)
(般 - 13) 第13454号	平成13年 7月15日	井関組	井関 澄男	東宇和郡野村町大字野村1 - 20	平成14年 3月26日	土木工事業	事業主の死亡
(般 - 13) 第4024号	平成13年 6月30日	岩藤建設	岩藤 晴良	北宇和郡津島町大字高田甲477	平成14年 3月28日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第275号	平成13年 10月11日	尾藤産業	尾藤 磯見	川之江市金生町下分川中2515 - 1	平成14年 4月1日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第3141号	平成12年 4月26日	青木組	佐々木 繁	松山市萱町2 - 2 - 8	平成14年 4月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第14365号	平成11年 10月13日	平和建設	宮内 幸子	松山市内宮町甲25	平成14年 4月4日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第3533号	平成12年 10月14日	仁淀工務店	古味 留男	新居浜市西の土居町2 - 8 - 55	平成14年 4月5日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第1978号	平成9年 11月12日	正岡ハウス	正岡 安夫	今治市国分3 - 7 - 23	平成14年 4月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第3527号	平成12年 10月14日	村上電気商会	村上 末行	松山市山西町61 - 1	平成14年 4月10日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第1733号	平成9年 10月16日	八木組	大河内 保	今治市高市甲856 - 1	平成14年 4月17日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9) 第8521号	平成9年 11月16日	マルクニ工務店	十亀 邦人	西条市中西302 - 1	平成14年 4月17日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9) 第13705号	平成9年 5月16日	(株)ニューフロンティア	宇都宮十三	東宇和郡宇和町大字下松葉215	平成14年 4月17日	管工事業	建設業の廃止
(般特 - 9) 第12624号	平成9年 4月20日	太陽エンジニアリング (株)	関矢 忠良	越智郡菊間町種3652 - 1	平成14年 4月22日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 電気工事業 管工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 塗装工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	合併による廃業
(般 - 12) 第7674号	平成13年 3月11日	南海建設(株)	加地ヌイ子	伊予三島市中之庄町31	平成14年 4月24日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第10120号	平成13年 3月26日	富田建設	富田 博文	宇摩郡土居町大字畑野1168 - 1	平成14年 4月30日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第855号	平成9年 5月7日	OK建設	山田 淑人	今治市高地町1丁目甲1992 - 6	平成14年 5月1日	建築工事業	事業主の引退 (代替わり)

(特 - 9) 第1996号	平成9年 11月15日	(株)宮崎建設	宮崎 亀一	南宇和郡城辺町甲3292	平成14年 5月2日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 10) 第1996号	平成11年 1月19日	(株)宮崎建設	宮崎 亀一	南宇和郡城辺町甲3292	平成14年 5月2日	とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業	建設業の廃止
(特 - 11) 第6418号	平成11年 7月15日	(有)たくみ工業	中村 美子	宇和島市保田甲936 - 1	平成14年 5月2日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第11838号	平成12年 2月24日	矢野設備工業所	矢野 浩一	松山市馬木町59 - 1	平成14年 5月9日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12) 第12157号	平成13年 1月5日	(株)承兵	片岡多賀志	松山市上伊台町乙198 - 1	平成14年 5月10日	造園工事業	建設業の廃止
(特 - 12) 第5262号	平成13年 1月23日	三和開発(株)	三原 新吾	松山市西垣生町599 - 3	平成14年 5月14日	土木工事業	建設業の廃止 (特定から一般へ)
(般 - 9) 第12643号	平成9年 5月6日	島津組	島津 篤美	松山市太山寺町2302 - 3	平成14年 5月14日	とび・土工工事業 管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9) 第12926号	平成9年 12月15日	シルバー住宅(株)	越智 和利	松山市東本2 - 10 - 19	平成14年 5月15日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 9) 第911号	平成9年 5月21日	新生建設(株)	中村 建次	松山市拓川町3 - 24	平成14年 5月22日	建築工事業	建設業の廃止 (特定から一般へ)
(般 - 13) 第13492号	平成13年 8月19日	兵頭建築	兵頭 義美	北宇和郡吉田町鶴間543 - 7	平成14年 5月23日	大工工事業	事業主の死亡
(般 - 11) 第2999号	平成12年 3月22日	旭電気工事店	旭 照男	北宇和郡吉田町大字裡町55	平成14年 5月23日	電気工事業 管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9) 第1283号	平成9年 8月25日	松井組	松井 平	東宇和郡野村町大字高瀬752	平成14年 5月24日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止
(特 - 9) 第6793号	平成9年 7月10日	盛実建設(株)	宮下 誠	西条市下島山甲1355 - 1	平成14年 5月24日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第1515号	平成9年 9月27日	香川工業(株)	宮武 省二	松山市南吉田町2384	平成14年 5月31日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(特 - 11) 第1951号	平成9年 11月9日	(有)みまき工業	永楽 久喜	北宇和郡津島町大字御内2324	平成14年 5月31日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 11) 第10729号	平成12年 1月13日	丹生谷工業	丹生谷 正	温泉郡重信町南野田212 - 3	平成14年 5月31日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9) 第12711号	平成9年 6月29日	橋田組	橋田 弘	松山市味酒町2 - 13 - 10	平成14年 5月31日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12) 第13168号	平成12年 8月29日	愛媛グリーン	和気 聡志	松山市南久米町517 - 4	平成14年 5月31日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13) 第14899号	平成14年 1月10日	サナダホームズインターナショナル(株)	眞田 英夫	松山市枝松6 - 6 - 16	平成14年 5月31日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第13726号	平成13年 11月5日	(株)スペース未来	山岡 和彰	松山市久万ノ台1 - 3	平成14年 6月4日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第5895号	平成13年 1月7日	(有)丸井建設	丸井 芳一	松山市余戸中1 - 2 - 3	平成14年 6月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12) 第1138号	平成12年 4月7日	奥野建設(有)	奥野 初美	北宇和郡広見町大字畔屋601	平成14年 6月11日	土木工事業	法人の解散
(般特 - 9) 第2006号	平成9年 8月10日	(株)清水組	清水 憲二	川之江市金生町山田井1201 - 1	平成14年 6月14日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 8) 第1386号	平成9年 2月28日	(株)井手組	羽藤 信雪	新居浜市松の木町1 - 14	平成14年 6月19日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 9) 第8336号	平成9年 7月21日	高橋造園	高橋 義廣	宇摩郡土居町大字小林513	平成14年 6月25日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第14860号	平成13年 11月16日	住友重機械ハイマテックス(株)	大杉 猛	新居浜市磯浦町16 - 4	平成14年 6月28日	鋼構造物工事業	建設業の廃止

(特 - 9 第1326号)	平成9年 9月1日	宮崎動力工業(株)	宮崎 英明	西条市下島山789	平成14年 7月1日	建築工事業	建設業の廃止 (特定から一般へ)
(般 - 12 第10963号)	平成12年 9月14日	(株)ニコー	西下 勝巳	松山市西石井1 - 4 - 5	平成14年 7月2日	土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第12165号)	平成13年 1月5日	宮本建築	宮本 篤	宇和島市大超寺乙90 - 12	平成14年 7月6日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13 第4359号)	平成13年 12月25日	寿塗装工業(株)	尾藤 昭二	新居浜市郷1 - 7 - 36	平成14年 7月8日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第9842号)	平成12年 6月30日	(株)ミチケン	土居 道介	東宇和郡宇和町皆田225	平成14年 7月8日	土木工事業 水道工事業	建設業の廃止
(特 - 13 第3786号)	平成14年 7月10日	関戸建設(株)	関戸千恵子	南宇和郡城辺町甲2401	平成14年 7月10日	土木工事業 とび・土工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第8294号)	平成9年 6月22日	若駒工業(有)	入口 健正	宇和島市伊吹町275	平成14年 7月10日	土木工事業 管工事業 水道工事業	法人の解散
(般 - 12 第13208号)	平成12年 10月16日	平岡企画	平岡 節郎	松山市恵原町甲1144	平成14年 7月10日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14 第14975号)	平成14年 4月17日	プラストー技研	土岐 久雄	新居浜市新須賀町4 - 1 - 17	平成14年 7月11日	左官工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9 第1213号)	平成9年 8月14日	(有)コモダ工務店	宮下 誠	新居浜市東雲町2 - 8 - 21	平成14年 7月14日	建築工事業 左官工事業	建設業の廃止 (法人から個人へ)
(般 - 9 第2391号)	平成9年 12月19日	愛和工業(株)	森田 治雄	宇和島市高串3 - 723	平成14年 7月17日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第13865号)	平成9年 11月12日	青木建設	青木 正彦	松山市来住町979 - 11	平成14年 7月19日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12 第5852号)	平成12年 12月13日	(株)高橋工務店	高橋テル子	宇摩郡土居町大字小林744	平成14年 7月25日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第13836号)	平成9年 9月30日	正和工業	寺田 英一	越智郡玉川町中村甲737 - 4	平成14年 7月29日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 9 第1236号)	平成9年 8月18日	(株)和田電業所	伊藤 文雄	松山市別府町375 - 7	平成14年 8月20日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第5783号)	平成12年 11月8日	(株)竜子組	竜子 富子	松山市三津3 - 6 - 24	平成14年 8月20日	管工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第6175号)	平成13年 5月31日	沖井塗装店	沖井 榮	松山市市坪北1 - 16 - 22	平成14年 8月20日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第8801号)	平成12年 6月29日	(株)モクレン	鶴居 康行	松山市六軒家町3 - 24	平成14年 8月20日	建築工事業	合併による廃業
(般 - 13 第14763号)	平成13年 7月17日	(有)ヴェルク・ハウス	栗林しげみ	松山市喜与町1 - 11 - 5	平成14年 8月20日	土木工事業 建築工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 14 第1247号)	平成14年 7月13日	砂本建設(株)	砂本 義則	北条市中西外436 - 1	平成14年 8月29日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第13401号)	平成13年 5月28日	金谷建築	金谷 澄朗	北宇和郡松野町大字藤生756	平成14年 9月3日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13 第14968号)	平成14年 3月29日	堀建設	堀田 孝司	南宇和郡内海村須ノ川824	平成14年 9月3日	土木工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13 第13464号)	平成13年 7月18日	エムアールエム	増本 榮三	松山市北井門町17 - 1	平成14年 9月4日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12 第11918号)	平成12年 6月3日	フジモト塗装	藤本 忠志	松山市太山寺町904 - 7	平成14年 9月5日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12 第10881号)	平成12年 6月21日	山本園芸	山本 信夫	今治市新谷甲1098	平成14年 9月6日	土木工事業 造園工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 13 第8047号)	平成13年 12月22日	山内設備工業所	山内 史朗	松山市谷町134	平成14年 9月6日	管工事業	事業主の引退 (代替わり)

(般 - 9 第13809号)	平成9年 8月28日	ハイパードリリング(株)	山川 正弘	川之江市妻鳥町1011 - 2	平成14年 9月19日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第1293号)	平成9年 11月12日	富士建設(株)	馬越 章治	越智郡伯方町木浦甲27 49	平成14年 9月20日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第1857号)	平成12年 9月28日	(株)南予建設	芝 照雄	北宇和郡広見町大字小 倉1307	平成14年 9月20日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第4871号)	平成9年 10月1日	松一鉄工	松田 一男	今治市八町東2 - 1 - 1	平成14年 9月24日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 9 第1799号)	平成9年 10月11日	(株)河野建設	河野 善安	東宇和郡野村町高瀬68 7	平成14年 9月25日	土木工事業 建築工事業 水道施設工事業 造園工事業	建設業の廃止 (特定から一般へ)
(般 - 13 第244号)	平成13年 9月26日	村上諭建設	村上 諭	越智郡吉海町仁江1329	平成14年 9月26日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第14662号)	平成12年 12月7日	若宮建工(有)	若宮 克也	東宇和郡城川町古市33 14	平成14年 9月30日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第6884号)	平成9年 10月3日	東岡鉄工所	東岡 信一	上浮穴郡久万町入野98 5	平成14年 10月2日	建築工事業	事業主の死亡
(般 - 12 第11951号)	平成12年 6月22日	(有)にった鉄筋	新田 正司	松山市新石手甲218 - 3	平成14年 10月4日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (法人から個人)
(般 - 11 第7076号)	平成12年 3月21日	金生電設(有)	江口 昭二	川之江市金生町下分11 82	平成14年 10月7日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第14896号)	平成14年 1月9日	(有)レナックス	竹村 宗範	松山市東山町4140 - 10	平成14年 10月10日	大工工事業	建設業の廃止
(特 - 12 第1514号)	平成12年 11月26日	黒田土建(株)	泉田 保夫	松山市北斎院町785 - 1	平成14年 10月10日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第3410号)	平成12年 8月1日	(株)大石企画	大石千代子	松山市溝辺町甲145	平成14年 10月10日	建築工事業 大工工事業 左官工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロッ ク工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第9591号)	平成9年 9月3日	(株)三栄興産	武村 隆雄	宇摩郡土居町大字野田 甲1565 - 3	平成14年 10月15日	土木工事業 舗装工事業	建設業の廃止
(般 - 9 第13916号)	平成10年 1月14日	(株)タイシンメンテック	山崎 行邦	松山市空港通1 - 39 - 2	平成14年 10月17日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 10 第14067号)	平成10年 8月4日	大樹産業(有)	倉橋 義広	松山市天山3 - 6 - 14	平成14年 10月17日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第14622号)	平成12年 9月8日	(株)パナホーム愛媛	桧垣 清二	松山市南吉田町1444 - 5	平成14年 10月17日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第14681号)	平成12年 12月25日	山本塗装店	山本万里子	東宇和郡宇和町卯之町 5 - 216	平成14年 10月23日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12 第14535号)	平成12年 6月28日	中西木工所	渡部 宜弘	北条市中西内430 - 1	平成14年 10月29日	建具工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12 第11974号)	平成12年 7月9日	エジソンホーム(株)	一柳 惣一	松山市三町1 - 2 - 46	平成14年 10月31日	防水工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第5429号)	平成12年 8月8日	共和工機(有)	森田孝四郎	宇和島市住吉町1 - 1 - 5	平成14年 11月1日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 11 第10755号)	平成12年 2月20日	重松組	重松 定克	北条市西谷甲382 - 1	平成14年 12月2日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 11 第10784号)	平成12年 3月16日	極東電設工業(株)	植田 睦朗	松山市今在家1 - 1 - 30	平成14年 12月5日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 13 第13645号)	平成14年 1月31日	ベストハウス(株)	近藤新一郎	伊予三島市寒川町2587 - 1	平成14年 12月6日	内装仕上工事業	建設業の廃止

(般 - 9)第13901号	平成9年 12月25日	(株)野中工業	野中 信辰	松山市平井町甲2549 - 2	平成14年 12月12日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第748号	平成14年 3月31日	(有)中村組	中村 章男	松山市新石手101	平成14年 12月12日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第10870号	平成12年 6月17日	(有)光建設	篠原 俊光	川之江市妻鳥町1052	平成14年 12月20日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 11)第14346号	平成11年 10月12日	青木建設	青木 春夫	温泉郡川内町大字則之内乙1168 - 12	平成14年 12月20日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 10)第14113号	平成10年 10月7日	エムホーム	三浦 克彦	宇摩郡土居町大字野田乙432 - 1	平成14年 12月24日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般特 - 9)第9163号	平成10年 1月9日	(株)モリモト	森本 裕二	松山市南吉田町1730 - 2	平成14年 12月24日	土木工事業 建築工事業 管工事業 水道施設工事業	合併による廃業
(般 - 9)第12938号	平成9年 12月20日	(有)合同開発	木山 逸男	松山市朝生田町7 - 10 - 4	平成15年 1月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13)第4562号	平成14年 3月26日	東和通建(有)	片山 忠	東宇和郡宇和町郷内1887	平成15年 1月6日	電気通信工事	建設業の廃止
(般 - 14)第11662号	平成14年 8月7日	(有)大栄商会	安平 浩二	松山市市坪南2 - 8 - 24	平成15年 1月10日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 11)第14286号	平成11年 7月12日	(有)長橋電設	長橋 久雄	伊予三島市中曾根町2028 - 1	平成15年 1月10日	消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第8712号	平成12年 4月15日	坂東土木	菊池 一夫	松山市南斎院町乙40 - 72	平成15年 1月28日	土木工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(特 - 12)第6899号	平成12年 7月15日	第一尾崎建設(株)	尾崎 明美	松山市生石町375 - 2	平成15年 2月5日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 12)第14635号	平成12年 9月28日	ヨゴホームズ	余吾 和子	松山市下伊台町1309 - 75	平成15年 2月19日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 14)第4922号	平成14年 11月1日	東陽断熱	森 勲	松山市南吉田町614 - 4	平成15年 2月24日	管工事業 熱絶縁工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 12)第5496号	平成12年 9月2日	イズミ電工	泉 仁志	松山市天山3 - 7 - 32	平成15年 2月25日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 786 号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程様式第11号の規定は、同日以後に契約を締結する工事に係る工事台帳について適用し、同日前に契約を締結している工事に係る工事台帳については、なお従前の例による。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第1号中「入札・見積通知書」を削り、

「
通知者
」
を
「
通知者
入 札 ・ 見 積 通 知 書
」

に改め、同様式1中「時」を「時 分」に改め、同様式2の表を次のように改める。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
施 工 箇 所	
工 事 日 数	日 保 証 年 数 年

様式第1号7を次のように改める。

7 その他

様式第11号を次のように改める。

○愛媛県告示第 787 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（一等重力測量）
- 2 作業期間 平成14年 8月 1 日から
平成15年 1月31日まで
- 3 作業地域 松山市、八幡浜市、宇和島市

○愛媛県告示第 788 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市萩生字河ノ北67番140地先から 同字67番193地先まで	旧	メートル 14.2～18.8	キロメートル 0.017	
			新	16.5～18.8	0.017	

○愛媛県告示第 789 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市萩生字河ノ北67番140地先から 同字67番193地先まで	平成15年 3月28日

○愛媛県告示第 790 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市別宮町七丁目14番 1 地先から 同市石井町一丁目73番 1 地先まで	旧	メートル 15.0～28.0	キロメートル 0.070	
			新	15.0～15.2	0.070	
"	"	今治市鐘場町二丁目894番 3 地先から 同市近見町二丁目甲111番 4 地先まで	旧	24.7～39.0	0.640	
			新	24.7～39.2	0.640	
県 道	今治波方港線	今治市東村三丁目甲463番 2 地先から 同市東村三丁目甲464番 7 地先まで	旧	18.0～24.8	0.030	
			新	22.0～27.8	0.030	

○愛媛県告示第 791 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	317号	今治市別宮町七丁目14番1地先から 同市石井町一丁目73番1地先まで	平成15年3月28日
"	"	今治市鐘場町二丁目894番3地先から 同市近見町二丁目甲111番4地先まで	"
県道	今治波方港線	今治市東村三丁目甲463番2地先から 同市東村三丁目甲464番7地先まで	"
"	波方環状線	越智郡波方町大字波方字本谷甲3572番2地先から 同大字高下甲3358番6地先まで	"

○愛媛県告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	東予玉川線	越智郡朝倉村大字朝倉上甲367番3地先から 同大字甲366番1地先まで	平成15年3月28日

○愛媛県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万町大字二名乙1520番1から 同大字甲3231番地先まで	旧	メートル 4.3~12.0	キロメートル 0.239	
			新	16.0~39.0	0.232	

○愛媛県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡面河村洪草2233番3地先から 同村洪草2155番7まで	旧	メートル 4.7~18.1	キロメートル 0.188	
			新	10.0~21.4	0.189	

○愛媛県告示第795号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡面河村洪草2233番3地先から 同村洪草2155番7まで	平成15年3月28日

○愛媛県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川2114番2から 同村黒藤川2116番3まで	旧	メートル 3.5～11.8	キロメートル 0.248	
			新	5.0～44.0	0.204	

○愛媛県告示第797号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川2114番2から 同村黒藤川2116番3まで	平成15年3月28日

○愛媛県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川栲原線	東宇和郡城川町大字窪野4395番1	旧	メートル 11.0～18.2	キロメートル 0.062	
			新	22.0～29.0	0.062	

○愛媛県告示第799号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川栲原線	東宇和郡城川町大字窪野4395番1	平成15年3月28日

○愛媛県告示第 800 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町榎月 6 番 2 から 同町榎月68番 1 地先まで	旧	メートル 8.4～36.1	キロメートル 0.185	
			新	10.3～85.0	0.163	

○愛媛県告示第 801 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町榎月 6 番 2 から 同町榎月68番 1 地先まで	平成15年 3月28日

○愛媛県告示第 802 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

宇摩郡土居町大字北野甲 587 番 1、甲 589 番 1、甲 591 番及び甲 595 番 1

2 申請人の住所氏名

宇摩郡土居町大字北野81番地 4
有限会社加地不動産
代表取締役 加地 義和

3 図面省略

訓 令

○愛媛県訓令第 4 号

土 木 部
地 方 局

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱の一部を改正する訓令

愛媛県土木部工事執行事務取扱要綱（昭和56年愛媛県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号中

工 事	設計番号	工 事 名	施 工 箇 所	工事日数	保証年数
	第 号	工 事	市 町 大字 地内 郡 村		年

を

工 事	設計番号	第 号
	工 事 名	工 事
	施 工 箇 所	市 町 大字 地内 郡 村
	工 事 日 数	
保 証 年 数		年

に改め、

現場説明日時及び 集合場所	
------------------	--

を削り、

「 地方局において閲覧した設計図書は、入札日の前日までに当該あて返送してください。」	を
--	---

「		」	に改める。
---	--	---	-------

様式第 7 号（その 1）注を削る。

様式第 8 号を次のように改める。

附則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第6号

警備業法施行細則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

警備業法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 警備業（第2条 第5条）
- 第3章 警備業務実施上の義務（第6条）
- 第4章 教育等（第7条 第12条）
- 第5章 機械警備業（第13条 第15条）
- 第6章 監督（第16条 第20条）
- 第7章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、警備業法施行令（昭和57年政令第308号）、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）及び警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）に定めるもののほか、警備業法（昭和47年法律第107号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 警備業

（不認定通知書の様式）

第2条 施行規則第6条に規定する通知書の様式は、不認定通知書（様式第1号）のとおりとする。

（認定証の不更新通知書の様式）

第3条 施行規則第10条に規定する通知書の様式は、認定証不更新通知書（様式第2号）のとおりとする。

（認定の取消しの手続）

第4条 法第4条の5の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（認定証返納届出書の様式）

第5条 法第6条の2第3項に規定する届出書の様式は、認定証返納届出書（様式第4号）のとおりとする。

第3章 警備業務実施上の義務

（護身用具の携帯の禁止及び制限）

第6条 法第10条第1項の規定により携帯を禁止する護身用具は、次に掲げるものとする。

- (1) 金属製の楯
- (2) 鉄棒その他の他人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒（長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、警戒杖（長さ90センチメートル超130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれよ

り硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。

2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。

3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

(1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

(2) 検定規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち、次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 政府関係施設

エ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、空港その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

オ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(3) 検定規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

4 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる警備業務

(2) 前号に掲げるもののほか、検定規則第1条第1項に規定する常駐警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

第4章 教育等

（検定申請書に添付する書面の様式等）

第7条 検定規則第6条第3項第2号に掲げる書面の様式は、警備員所属証明書（様式第5号）のとおりとする。

2 検定規則第5条第3号イに掲げる者に係る検定規則第6

条第3項第4号に掲げる書面の様式は、警備業務従事証明書（様式第6号）のとおりとし、当該証明書には、2級の検定に係る合格証の写しを添えるものとする。

（検定の合格の取消しの手続）

第8条 検定規則第11条第1項の規定による合格の取消しは、検定合格取消通知書（様式第7号）を交付して行うものとする。

（公示事項）

第9条 講習規則第1条第2号（講習規則第8条において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (1) 受講の申込みの期限
- (2) 受講申込書の提出先及び提出の方法
- (3) 受講の申込みに必要な書類等
- (4) 手数料の納入時期及び納入方法

2 講習規則第1条第3号（講習規則第8条において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (1) 講習規則第1条の2各号に掲げる受講対象者（指導教育責任者に限る。）
- (2) 講習の実施を委託した場合にあっては、受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (3) その他講習の実施に関し必要な事項

3 検定規則第4条に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (1) 検定申請書の提出方法
- (2) 検定手数料の納入時期及び納入方法
- (3) 検定申請の締切日
- (4) 定員
- (5) 受験票の交付方法

（受講申込書の添付書類）

第10条 講習規則第2条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面とする。

- (1) 講習規則第1条の2第1号に掲げる者 警備業務従事証明書及び履歴書
- (2) 講習規則第1条の2第2号に掲げる者 1級の検定に係る合格証の写し
- (3) 講習規則第1条の2第3号に掲げる者 2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 前項第1号又は第3号に掲げる者について、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上でこれらの者のいずれかに該当することを誓約する誓約書（様式第8号）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出させるものとする。

（指導教育責任者資格者証の不交付の通知）

第11条 法第11条の3第3項の規定により警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、資格者証不交付通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（資格者証返納命令書の様式）

第12条 施行規則第32条第1項に規定する返納命令書の様式は、資格者証返納命令書（様式第10号）のとおりとする。

第5章 機械警備業

（準用規定）

第13条 第11条の規定は機械警備業務管理者資格者証の不交付の通知について、前条の規定は機械警備業務管理者資格者証の返納の命令について準用する。

（即応体制の整備の基準）

第14条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報（へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に近隣に居住する管理者に連絡して事実の確認をする等必要な措置を講ずることができることと公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。）を受信した場合に、その受信の時から25分以内（別表に定める区域内に所在する警備業務対象施設にあっては、30分以内）に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員、待機所及び車両その他の装備を配置しておかなければならない。

（努力義務）

第15条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

第6章 監督

（身分を示す証明書）

第16条 法第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入証（様式第11号）又は警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）に規定する警察手帳とする。

（指示の手続）

第17条 法第14条の規定による指示は、指示書（様式第12号）を交付して行うものとする。

（営業の停止等の手続）

第18条 法第15条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書（様式第13号）を交付して行うものとする。

2 法第15条第2項の規定による営業の廃止の命令は、営業廃止命令書（様式第14号）を交付して行うものとする。

（営業停止命令の公表）

第19条 前条第1項の規定による営業の停止の命令を行った場合又は他の公安委員会が行った営業の停止の命令について通知を受けた場合は、被処分者、処分の年月日、処分の内容及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。

（指定医の指定）

第20条 法第16条の2の規定による診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 公安委員会は、前項の医師を指定したときは、公示するものとする。

第7章 雑則

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な細目は、警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、平成15年3月31日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 警備業法第10条第1項の規定に基づく護身用具の携帯

の禁止及び制限に関する規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第6号）

(2) 機械警備業者の即応体制の基準等に関する規則（昭和58年愛媛県公安委員会規則第2号）

別表（第14条関係）

- 1 宇摩郡のうち新宮村、別子山村の区域
- 2 越智郡のうち朝倉村、玉川町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、関前村の区域
- 3 温泉郡のうち中島町の区域
- 4 上浮穴郡のうち面河村、美川村、柳谷村、小田町の区域
- 5 伊予郡のうち広田村、中山町、双海町の区域
- 6 喜多郡のうち五十崎町、肱川町、河辺村の区域
- 7 西宇和郡のうち瀬戸町、三崎町の区域
- 8 東宇和郡のうち明浜町、城川町の区域
- 9 北宇和郡のうち松野町、日吉村の区域
- 10 南宇和郡のうち内海村、一本松町、西海町の区域

様式第1号(第2条関係)

公委 第 号
年 月 日

不 認 定 通 知 書

殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備業の認定については、次の理由により認定をしないので、警備業法第4条の2第3項の規定により通知する。

氏名又は名称	
住 所	
認定をしない理由	

様式第2号(第3条関係)

公委 第 号
年 月 日

認 定 証 不 更 新 通 知 書

殿

愛媛県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった認定証の有効期限の更新については、次の理由により認定証の有効期限の更新をしないので、警備業法第4条の4第3項の規定により通知する。

氏名又は名称	
住 所	
更新をしない理由	

様式第3号(第4条関係)

公委 第 号
年 月 日

認 定 取 消 通 知 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備業法第4条の5の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会		
認定年月日		認定証の番号	
認定を取り消した理由			

様式第4号(第5条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	

認 定 証 返 納 届 出 書

警備業法第6条の2第3項の規定により届出をします。

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

氏名又は名称			
主たる 営業所	名称 所在地		
その他の 営業所	名称 所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称		公安委員会	認定証の番号
認定証返納事由の 発生年月日	年 月 日		
認定証を返納する こととなった事由			

注1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 印の欄には、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第5号(第7条関係)

警 備 員 所 属 証 明 書

住所

氏名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として下記の営業所に所属していることに、間違いありません。

記

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第6号(第7条、第10条関係)

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

年 月 日から 年 月 日までの間(年 月間)

上記の者が、

年 月 日から現在の間まで(年 月間)

従事していた
を内容とする警備業務に 従事している
ことに、間違いありません。

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

認定証を交付した公安委員会の名称

公安委員会

認定証の番号

第 号

注1 不要の文字は抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7号(第8条関係)

公委 第 号
年 月 日

検 定 合 格 取 消 通 知 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、次のとおり合格を取り消したので通知する。

氏 名		生年月日	
本 籍			
交付年月日		合格証番号	号

合格を取り消した理由

様式第8号(第10条関係)

誓約書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんでした。別添の履歴書記載のとおり、

最近5年間に警備業務に従事していた期間が通算して3年以上である者
2級の検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している警備員

であり、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第1条の2で定められている受講要件を充足していることを誓約します。

理由 所属していた警備業者()が、既に廃業している。

次の事情による。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日

- 注1 は、該当する場合に、レ印を付すること。
2 2級の検定に合格している者については、合格証の写しも提出すること。
3 誓約者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9号(第11条、第13条関係)

公委 第 号
年 月 日

資 格 者 証 不 交 付 通 知 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備員指導教育責任者資格者証

年 月 日付けで申請のあった

について

機械警備業務管理者資格者証

は、交付しないので通知する。

氏 名	
本 籍	
生年月日	
交付しない理由	

注 不要の文字は抹消すること。

様式第10号（第12条、第13条関係）

公委 第 号
年 月 日

資格者証返納命令書

殿

愛媛県公安委員会 印

第11条の3第6項

警備業法

の

第11条の6第3項において準用する同法第11条の3第6項

規定により、 公安委員会第 号 年 月 日交付の

警備員指導教育責任者資格者証

の返納を命ずる。

機械警備業務管理者資格者証

氏 名	
本 籍	
生年月日	
返納を命ずる理由	

注 不要の文字は抹消すること。

様式第11号 (第16条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; border-radius: 50%; text-align: center;"> <p style="font-size: 8px; margin: 0;">押し スタンプ</p> </div> </div>	<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公 委 第 号</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">立 入 証</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">官 職</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">氏 名</p>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">5.4cm</p> </div>
<p>上記の者は、警備業法第13条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">愛媛県公安委員会 印</p>		
<div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; margin: 0 auto;"> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">8.6cm</p> </div>		

(裏)

警 備 業 法 (抜 粋)

第13条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所、基地局若しくは待機所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第12号（第17条関係）

公委 第 号
年 月 日

指 示 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備業法第14条の規定により、次のとおり指示する。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処分の理由	

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

注 「処分の理由」の欄には、違反条項、事案の概要等を記載すること。

様式第13号（第18条関係）

公委 第 号
年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備業法第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
営業停止の範囲	
営業停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間 ）
処 分 の 理 由	

注 「処分の理由」の欄には、違反条項、事案の概要等を記載すること。

様式第14号（第18条関係）

公委 第 号
年 月 日

営 業 廃 止 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会 印

警備業法第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処分の理由	

注 「処分の理由」の欄には、違反条項、事案の概要等を記載すること。

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表6の項用途の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 警備業者の営業所等の立入りに係る立入証の作成用
別表の1の表6の項用途の欄に次の1号を加える。

5 古物商の営業所等の立入りに係る身分証明書の作成用
別表の1の表10の項用途の欄中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

4 古物商の営業所等の立入りに係る身分証明書作成プレス用

別表の1の表10の項用途の欄第1号の次に次の1号を加える。

2 警備業者の営業所等の立入りに係る立入証作成プレス用

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表の1の表6の項用途の欄中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定及び別表の1の表10の項用途の欄第1号の次に1号を加える改正規定は、同年3月31日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月28日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表1警備業法（昭和47年法律第117号）の項専決事項の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年愛媛県公安委員会規則第2号）の項を次のように改める。

警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	1 第4条第2項の規定による医師の診断を受けることの要求 2 第42条第2項の規定による医師の診断を受けることの要求
警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）	1 第14条の規定による警備業務対象施設の認定

別表2の1の(2)の表警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の項法令の欄中「（昭和58年総理府令第1号）」を削り、同表警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）の項専決事項の欄に次の1号を加える。

2 第11条第1項の規定による検定合格の取消し

別表2の2の(3)の表警備業法の項専決事項の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第6条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
別表2の2の(3)の表警備業法の項専決事項の欄に次の1号を加える。

4 第13条第1項の規定による報告及び立入検査（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）

別表2の2の(3)の表警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）の項専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、同項の次に次のように加える。

警備員等の検定に関する規則	1 第6条第1項の規定による検定申請書の受理 2 第7条の規定による受験票の交付 3 第8条の規定による合格証の交付 4 第11条第2項の規定による返納された合格証の受理
---------------	--

別表3警備業法の項専決事項の欄中第14号を第16号とし、第5号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

6 第6条第4項の規定による変更の届出書の受理

別表3警備業法の項専決事項の欄第3号中「廃止等」を「変更」に改め、同号を同項同欄第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

3 第5条の2第1項の規定による廃止の届出書の受理

別表3警備業法施行規則の項専決事項の欄中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 第31条第1項後段の規定による資料の提示又は提出要求（第42条第1項において準用する場合を含む。）

別表3警備員等の検定に関する規則の項専決事項の欄第1号中「合格証の」の下に「再交付申請書の受理及び」を加え、同項同欄第2号中「合格証の」の下に「書換え申請書の受理及び」を加える。

附 則

この訓令は、平成15年3月31日から施行する。

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成15年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわらし網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
- (2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

附 則

この委員会指示は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年3月28日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までとする。

正 誤

○正 誤

平成15年3月14日付け第1439号愛媛県公安委員会規則第4号（愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
252	右欄下から16行目	第9条の3第2号	第9条の3第2項